

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部業務科長 武下 克城

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
5QF310500010		5RL01C33003 0001						
品名 または 件名								
伊丹（7）建設混合産業廃棄物収集運搬処理								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
6,240.00	KG							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
伊丹駐業				伊丹駐業 管理科				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
管理科 工事企画（3215）				令和7年5月21日（水）～令和8年3月31日（火）				

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。  
入札日時場所：令和7年3月24日（月）10時00分 会計隊 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項  
次の各項目のすべての条件を満たす者
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
  - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
  - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
  - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
  - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
  - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。（産業廃棄物収集運搬業許可証または産業廃棄物処分業許可証のいずれかを有する者）
  - (11) 令和7,8,9年度有効の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出することを条件とする。ただし、全省庁統一資格を申請中の場合は申請済であることが確認できる書類を提出すること。
- 2 低入札価格調査について
  - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
  - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所  
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。  
**令和7年3月7日～令和7年3月21日（0815～1700）**
- 4 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
  - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
  - (2) 入札に関する条項に違反した入札
  - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
  - (1) 落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。
  - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項  
談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。
- 8 その他
  - (1) **郵便等による入札については、令和7年3月21日17時00分到着分までを有効とする。**  
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
  - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
  - (3) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和7年3月21日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）**
  - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。  
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
  - (5) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）**
  - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧とされたい。
  - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
  - (8) 落札決定については総品目予定価格の範囲内で最良の価格をもつて申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1  
陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：櫻井  
**072-782-0001 内線(3422) FAX072-782-0035（直通）**  
（仕様書等に関する事項）  
陸上自衛隊伊丹駐屯地 業務隊 担当：徳  
**072-782-0001 内線(3215)**



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載。  
QRコードから公式サイトにアクセスできます。





# 伊丹（7）建設混合産業廃棄物収集運搬処理

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	営繕班長	合 議	担 当
			統括係長 管 財 施 管	

# 仕様書

## 1 名称

伊丹(7)建設混合産業廃棄物収集運搬処理

## 2 場所

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (陸上自衛隊伊丹駐屯地)

## 3 概要

項目名	廃棄物の種類	予定数量	単位	備考
建設混合 廃棄物	○木くず(建設廃材、伐採木等) ○廃プラスチックくず ○廃ゴムくず ○ガラスくず、陶器くず コンクリートくず、金属くず ○廃石こうボード類(石綿非含有)	6,240 (24) ※環境省 換算係数 (0.26t/m <sup>3</sup> )	kg (m <sup>3</sup> )	○8m <sup>3</sup> コンテナ1台を場内に設置 (回収は年間 <b>3回程度予定</b> ) ※設置場所は都度、担当者が指定 ○産廃マニフェストの用意も含む (電子マニフェストは使用しない)

## 4 一般事項

- 収集コンテナへの積み込みは発注者が実施する。
- 請負者による作業は以下の通りとする。  
ア 駐屯地内の産業廃棄物置場に、8m<sup>3</sup>コンテナを**令和7年度末まで1台常時設置**する。  
イ 収集コンテナには飛散防止用シートを付帯、もしくは発注者に貸し出すものとする。
- 作業の実施に際し、仕様書と疑義が生じた時は速やかに担当者と協議し、その指示に従うこと。作業を実施する上で、当然必要な作業は請負者の責任において実施すること。
- 本作業において請負業者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によるほかその他関係法令・条例等を遵守し、適正に処理又は再生資源の活用を図るものとする。
- 作業の実施によって発注者の施設等に対し損害を与えた場合は、速やかに担当者に連絡し、請負者の負担において原状回復するものとする。
- 作業実施場所以外への立ち入り、及び指定場所以外での喫煙を禁止する。
- 作業時間は、午前8時15分から午後5時00分までとする。また、時間外、土曜、日曜及び祝日等に作業を実施する場合は官側の指示を受けるものとする。

## 5 特記事項

- 本作業において、作業の実施者や車両については必ず自治体の許可等を受けたものに限り、無許可・無資格者等の他人に行わせてはならない。
- 本作業において、必要な産業廃棄物管理票を請負者で用意すること。

## 6 提出書類

- 産業廃棄物処分業許可書の写し(1部)
- 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(1部)
- 産業廃棄物管理票のA、B2、D、E票 (その都度速やかに)  
**※E票を必ず納期内(令和8年3月31日まで)に担当者へ提出すること。**
- 産業廃棄物運搬・処理委託契約書の写し(1部ずつ)
- 計量伝票(収集の都度提出すること)
- その他官側が指示したもの

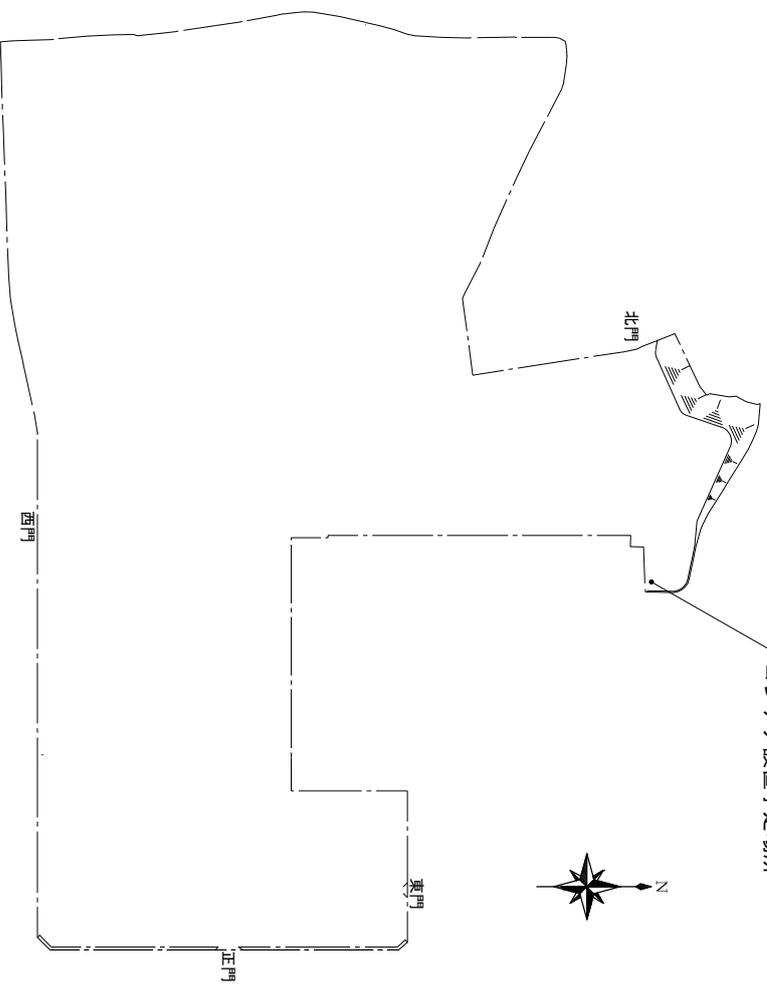
## 7 検査

産業廃棄物管理票E票の返送及び最終処分日の確認後に検査官の合格をもって、検査合格とする。ただし、不合格であった場合は、検査官の指示に従い、速やかに履行するものとする。

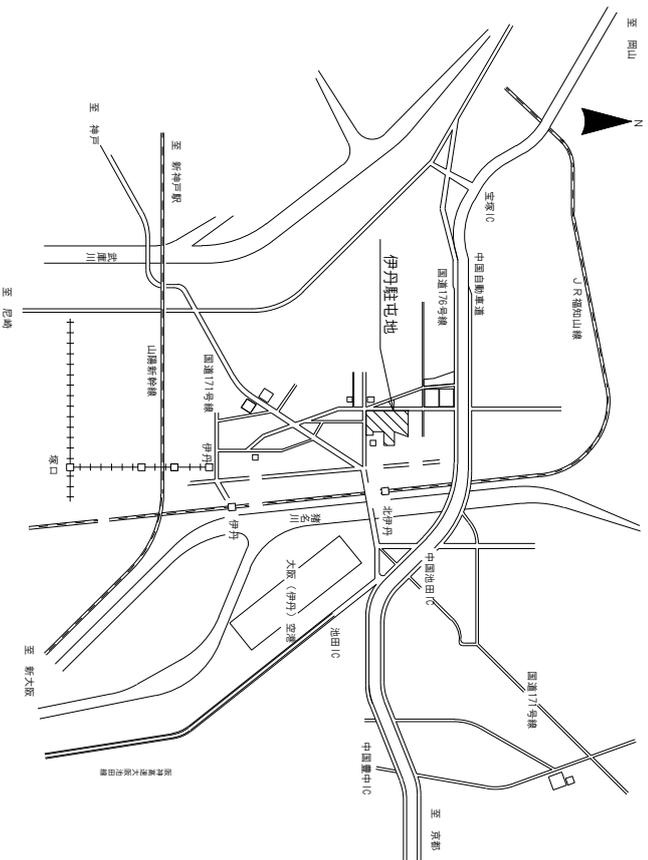
件名	伊丹(7)建設混合産業廃棄物収集運搬処理	図番
種別	仕様書	1/2

※コンテナの搬入搬出の時間及び場所については監督官の指示にしたがうこと

コンテナ設置予定場所



駐屯地案内図 S = N S



駐屯地案内図 S = N S